



# 八代市立日奈久中学校

## 「いじめ防止基本方針」



令和2年4月

# 【 目 次 】

( ) 内はページ

- 1 本校のいじめ防止基本方針について (1)
- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方 (1～4)
  - (1) いじめのとらえ方 (1)
  - (2) いじめの未然防止について (2)
  - (3) いじめの早期発見について (3)
  - (4) いじめへの対処について (3)
  - (5) 家庭や地域住民との連携について (4)
  - (6) 生徒会との連携について (4)
  - (7) 関係機関との連携について (4)
- 3 本校におけるいじめ等の実態 (4～5)
  - (1) いじめの認知件数 (4)
  - (2) 不登校生徒数の推移 (4)
  - (3) いじめ問題等の実態 (5)
  - (4) 学校評価より (5)
- 4 本校におけるいじめの防止等のための取組 (5～13)
  - (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織 (5)
  - (2) いじめの未然防止のための取組 (6)
  - (3) いじめの早期発見のための取組 (7)
  - (4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画 (8)
  - (5) 学校におけるいじめへの対処 (8)
  - (6) いじめへの対処の流れ (12)
  - (7) いじめの防止等への取組の評価 (13)
- 5 重大事態への対処 (13)
- 6 基本方針の見直し及び公表 (13)

## 1 本校のいじめ防止基本方針について

八代市立日奈久中学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

### 〈いじめの防止等の対策に関する基本理念〉

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性をもつかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「日奈久を愛し、夢実現に向け、自ら学び続ける生徒の育成」を学校教育目標として、生徒一人一人が自他を大切にすることにより、それぞれの夢実現のために「いじめをしない、させない」ことを強く心に刻み、主体的に考え学び判断できることを目指せるように支援していく。

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめのとらえ方

法第2条において、いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。本校ではいじめのとらえ方を次のとおりとする。

ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って見極める。

イ いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

ウ いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させる。

- エ 当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- オ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ不登校防止対策委員会」において行う。
- カ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒間の何らかの人的関係を指す。
- キ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除かれるが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目して見極める。
- ク インターネット上で悪口を書かれた生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。
- ケ いじめられた生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要するものとは限らない。具体的には、好意から行った行為が、意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような事案については、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。
- コ 具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。
- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
  - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・金品をたかられる
  - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

## （２）いじめの未然防止について

- ア いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、すべての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げる。
- イ 学校の教育活動全体を通して道徳教育や人権同和教育を充実させ、読書活動、体験活動等を推進することにより、生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育む。
- ウ 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度など、

- 心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- エ 学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進める。
  - オ 自他の意見に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
  - カ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図る。
  - キ ストレスに適切に対処できる力を育むことや、すべての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを図る。
  - ク いじめの問題への取組の重要性について保護者や地域等に認識を広め、家庭、学校、地域が一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進するための普及啓発を図る。

### (3) いじめの早期発見について

- ア いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処が前提であり、すべての職員が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高める。
- イ いじめは職員の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努める。
- ウ いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等を行い、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- エ 家庭、地域、関係機関と連携して児童生徒を見守る。

### (4) いじめへの対処について

- ア いじめがあることが認知された場合は、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行う。
- イ 家庭や市教育委員会への連絡・相談等、事案に応じ、関係機関と連携して対応する。
- ウ 職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく。
- エ 学校における組織的な対応を可能とするような体制整備を行う。
- オ いじめの解決とは、いじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。
- カ すべての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

### (5) 家庭や地域住民との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すことは学校教育の基本であり、その実

現には、学校関係者と地域、家庭との連携が欠かせない。こうした観点から、いじめの問題についても、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が協議する機会を設けたり、学校評議員会を活用したりするなど、多様で具体的な対策が立てられ、それらが有効に機能するよう取り組んでいかなければならない。

また、学校と地域、家庭が連携・協力して、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができる環境づくりを推進する必要がある。

### (6) 生徒会との連携について

生徒自らがいじめ問題について主体的に考え、学ぶこと、また、防止についても生徒自身が主体的に取り組むことができる活動を支援していく。

ア 生徒会を中心に校門において朝の「あいさつ運動」を実施する。

イ 一人一人の命や人権を大切にするために人権集会(年2回)を運営する。

ウ 月1回の生徒集会を実施する。

エ 歓迎遠足、運動会、文化祭などの学校行事を生徒会中心に実施する。

オ 各委員会ごとの取組を充実させる。

### (7) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、学校や市教育委員会が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等)との適切な連携が必要である。そのため、平素から、学校や市教育委員会と関係機関の担当者との情報共有体制を構築しておくことが重要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## 3 本校におけるいじめ等の実態

### (1) いじめの認知件数

	1年生		2年生		3年生	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子
29年度	2	2	0	0	1	0
30年度	1	0	1	0	0	1
1年度	2	0	0	0	0	0

### (2) 不登校生徒数の推移

	1年生		2年生		3年生		合計	発生率 (不登校生÷全校生徒)
	男子	女子	男子	女子	男子	女子		
29年度	2	0	1	0	1	0	4	7.27
30年度	0	0	2	0	1	0	3	6.25
1年度	1	1	0	0	2	0	4	8.00

### (3) いじめ問題等の実態

本校では、この3年間で認知されたいじめは10件で、その内訳は、「ひやか

し」「からかい」「物を隠された、汚された」などであった。いずれも、指導後に解消した軽度のものであった。しかし、「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである」という基本的な考えで対処していく必要がある。

#### (4) 学校評価より

学校評価は4段階でアンケートを実施している。その中で、教職員アンケートの項目「すべての教育活動を通して、自他の大切さを認める人権感覚を身につけさせることを図った」では、「よくできた：30%」「できた：70%」と100%の教職員が回答している。保護者アンケートの項目「学校は、いじめや差別のない学校づくりに努めた」では、「とてもそう思う：31%」「そう思う：63%」と94%の保護者が回答している。また、生徒アンケートの項目「私は、相手が傷ついたり悲しんだりするようなことを言ったりしたりすることはなかった」では、「とてもそう思う：48%」「そう思う：39%」計87%、「日奈久中には、いじめや差別はいけないという雰囲気がある」の項目では、「とてもそう思う：56%」「そう思う：36%」計92%の生徒が回答している。保護者・生徒の結果からは、少数ではあるがいじめがおこる可能性があることを示している。今後、生徒一人一人をよく見ていき、ささいな兆候を見逃さず、未然防止に努めていく必要がある。

### 4 本校におけるいじめの防止等のための取組

#### (1) いじめの防止等の対策のための組織

<b>職 員</b> 職員会議 運営委員会	<b>生 徒</b> 生徒総会 生徒会執行部	<b>保 護 者</b> PTA総会 役員会	<b>地域住民</b> 日奈久住民自治会
-----------------------------	------------------------------	------------------------------	-------------------------

**【日奈久中学校いじめ不登校防止対策委員会】 臨時的開催**

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

**構成員** 〈企画、立案、アンケート結果の検証、いじめ問題への対応等〉  
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事（担当）、養護教諭、学年主任、  
※（外部の専門家等）：重大事態発生時

**いじめが起きた場合の対応チーム編成**

<b>校内対応チーム</b>	・ ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事(担当) 当該学年主任、当該学年生活指導担当 当該学級担任、養護教諭、当該部活動担当等
<b>拡大対応チーム</b>	・ ・ PTA、学校評議員、SC、SSW等を加えたチーム

## (2) いじめの未然防止のための取組

### ア 居場所づくり（わかる授業）、絆づくりの実践

- (ア) 確かな学力を保障するため、個人差の大きい教科については、T Tを実施し、個別に机間指導を行う。
- (イ) 放課後や長期休業中（夏季10日間、冬季・学年末1～3日）の個別指導を実施したりして、補充学習の充実を図る。
- (ウ) 「確かな学力」「豊かな心」の育成のため、朝自習において、週に1～2回程度、曜日を決めて読書の時間を設ける。
- (エ) 部活動を通して、異学年間の人間関係を深め、礼儀、継続する力、感謝する心、協力する心、コミュニケーション能力等を育む。

### イ 道徳教育の充実

道徳の時間は、さまざまな価値観に触れる機会であることから、道徳的価値の自覚を深め、道徳的実践力の育成を図るために、年間35時間以上の時間を確保するとともに、担任の指導を基本として、学年部職員、校長、教頭、教務主任、養護教諭も授業にT Tで参加したり、外部人材をG T(ゲストティーチャー)として活用したりする。

### ウ 生徒会活動の充実

基本的に生徒集会（生徒会主体）、専門委員会、生徒議会を月に1度ずつ実施する。特に、「自他の人権を大切にする」意識・意欲・態度を育て、いじめを防止するために、年2回の「人権集会」を生徒会主催で実施する。

これらの活動については、担当教師が事前に生徒への指導・助言を行い、生徒が主体的に実施できるように支援する。

なお、運動会や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、生徒同士が、意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

### エ 小中一貫・連携教育の取組

小中連携の一層の推進を図るため、小中連携担当を中心に計画的に小学校と打合せをしながら、活動計画の作成と実践により、中学校への円滑な接続と中1ギャップの解消を図る。

### オ 体験活動の充実

生徒に、日常を離れた異年齢集団の中での体験活動や交流活動の機会を提供し、自ら主体的に考え、仲間と互いに協力しあって行動するなどの活動を通して、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、他者への思いやりの心を育むことで、楽しく登校できる学校づくりを推進する。

「豊かな心」を育むために、学校行事、教科、総合的な学習の時間、特別活動等（年間計画参照）を通じて体験的な学習を積極的に取り入れていく。



## カ 校内研修の取組

本校の学校教育目標は「日奈久を愛し、夢実現に向け、自ら学び続ける生徒の育成」である。この目標を達成するためには、一人一人に確かな学力を身に付けさせ、生命を尊重する心、他者を思いやる心、豊かな人権感覚などの育成が不可欠である。

また、教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招く場合もある。特に体罰については、暴力を容認するものであり、生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、生徒を傷つけ、又は、他の生徒によるいじめを助長することもあることから、研修等により体罰禁止の徹底を図る。

さらに、教職員のいじめに対する基本的認識を深め、いじめの防止等に向けた実践的指導力を向上させるため、研修等の充実を図る。

## キ 生徒指導充実月間の取組

生徒指導充実月間には、主に次の取組を実施している。

- (ア) 教育相談のための事前アンケート
- (イ) 教育相談（毎学期実施）
- (ウ) 「あいさつ運動」
- (エ) いじめ防止のための標語づくり
- (オ) 学級活動での話し合い活動
- (カ) 第1回人権集会

## ク 「命を大切にできる心」を育む指導プログラムの活用

人間としての生き方についての関心が高まるこの時期の生徒に、自他の生命への尊厳、尊さを深く考えさせ、かけがえのない自他の生命を尊重する心を育成するため「命を大切にできる心」を育む指導プログラムを活用していく。

## (3) いじめの早期発見のための取組

### ア 定期的なアンケート及び教育相談の実施

生徒指導主事が計画し、各担任が実施する。

- (ア) 第1回アンケート（6月上旬）、教育相談（6月中旬）
- (イ) 第2回アンケート（10月上旬）、教育相談（10月中旬）
- (ウ) 第3回アンケート（12月下旬）、教育相談（1月中旬～1月下旬）

### イ 校内相談窓口の設定と周知

学級担任、養護教諭が窓口となり、相談活動を実施する。内容に応じて、学年部、管理職と連絡、相談、報告など連携を緊密に行い、対応にあたる。生徒及び保護者には、担任の「学級だより」、養護教諭の「保健だより」により周知する。

なお、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカー、いじめ・不登校アドバイザー等の派遣を要請する。

## ウ 電話相談窓口等の周知

県教育委員会、市教育委員会からのチラシを養護教諭がプリントをして、生徒及び保護者に配付する。

## エ 特別支援教育の視点から

共生社会の形成に向けて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が、相互に理解を深め、社会性や豊かな人間性及び多様性を尊重する心を育むことができるよう、インクルーシブ教育システム構築のため可能な限り交流学习や共同学習の推進を図る。特別支援学級を中心に据えた学校づくりを目指す。

## オ 日々の観察

校長、生徒指導主事による毎朝の登校指導、担任・養護教諭による健康観察、教頭による家庭からの欠席連絡などの情報を全職員で共有する。また、教科指導、部活動指導等における生徒の状況を観察し、必要に応じて管理職への報告、職員朝会における情報交換会を行う。

### (4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画

	学校行事	道徳	人権学習	学活
4月	歓迎遠足 対面式 家庭訪問			学級開き 学級目標決め
5月	小中合同運動会	うわさで決めるの？(1年) ソムチャイ君の笑顔(2年) サキとタク(2年)		学級の諸問題 集団宿泊教室(1年) 生徒総会に向けて
6月	教育相談 中体連総体	裏庭でのできごと(1年)	校区人権レポート研修会	QUテスト実施(1年) 進路学習(3年) 職場体験に向けて(2年)
7月			第1回人権集会	先輩の姿に学ぶ(3年)
8月				
9月	中体連陸上大会応援			修学旅行に向けて(2年)
10月	教育相談	言葉の向こうに(2年) 私たちの合唱コンクール(3年)		人間関係を大切に(2年)
11月	文化祭 (全員合唱構成詩仲間 ・家族・地域の人々に 感謝のメッセージ)	どうして？(3年) 卒業文集最後の二行(3年)	ブロック別授業研究会	QUテスト実施(1年) 学級の諸問題 人権学習 生徒会役員改選
12月	修学旅行 校内駅伝大会		人権子ども集会・フェスティバルへの参加 地区別学習会	学級の諸問題 進路決定に向けて(3年)
1月	教育相談			思春期の心と体(1年)
2月		五井先生と太郎(3年)	第2回人権集会 人権レポート研修会	性に関する指導(2年) 学級の諸問題
3月	卒業式	吾一と京造(1年)		卒業に向けて友へのメッセージ

	総合的な学習の時間	生徒会活動(各委員会活動)	校内研修・評価	保護者や地域住民との連携
4月		歓迎遠足 対面式	生徒理解 小中合同職員会議 いじめ防止共通理解	PTA総会、懇談会
5月		ふれあい給食 小中合同運動会 1分間スピーチ		
6月	身近な人々について 知ろう(1年)	生徒総会	校区人権レポート研修会	調理実習(婦人会)
7月	高校の先生の話を知ろう(3年)	第1回人権集会	QUテストの説明・分析  1学期自己評価	PTA例会、懇談会 丑の湯祭りへの参加
8月		資源回収 24時間募金協力	小中合同研修会	資源回収
9月	福祉活動(3年) 職場体験(2年)			
10月	地域の仕事(1年)	読書フェア		大明神相撲大会参加 クリーン作戦
11月	文化祭での発表	文化祭		文化祭の交流 (婦人会ダンス)
12月		校内駅伝大会	地区別学習会 いじめ防止研修会 2学期自己評価	PTA例会、懇談会
1月	自分の進路へ繋げよう(3年)	薬物乱用防止教室		「どんどや」への参加
2月	立志式への取組(2年)	第2回人権集会  ニコニコ球技大会	小中合同研修会 人権レポート研修会 学校関係者評価	PTA総会、懇談会
3月		ふれあい給食		かぐや雛祭りへの参加

## (5) 学校におけるいじめへの対処

### ア いじめについての事実確認

- (ア) いじめ不登校防止対策委員会が中心になり、いじめの事実確認を行う。  
校長は、その結果を市教育委員会に報告する。
- (イ) 事実確認は一方的、一面的な解釈で対処しないことやプライバシーを守ることに注意する。
- (ウ) 家庭訪問等により、事実確認の内容を可能な限り迅速に保護者に伝える。
- (エ) いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるとき、もしくは重大な被害が生じるおそれがあるときは、八代警察署と相談し適切に対処する。

## イ いじめられている子どもへの対応

- (ア) いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ不登校防止対策委員会が中心となって対応する。また、状況に応じて、スクールカウンセラー等の協力を得て対応を行う。
- (イ) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保するため、いじめた生徒に対しては、別室指導や市教育委員会と連携し出席停止の措置を行う。

## ウ いじめている子どもへの対応

- (ア) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実確認の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (イ) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (ウ) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

## エ 周囲の子どもへの対応

- (ア) 同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しては、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てる。また、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感、孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
- (イ) 「観衆」や「傍観者」の生徒には、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることが、いじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。
- (ウ) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人一人の大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。  
そのため、認知されたいじめ事象について、地域や家庭の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動

を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカー、いじめ・不登校アドバイザーとも連携する。

#### オ いじめを受けた生徒の保護者への対応

- (ア) いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、親身になって寄り添い支える体制をつくる。
- (イ) いじめられた生徒にとって信頼できるのは家族の支えなので、解決に向けて協力を得る。
- (ウ) 家庭訪問等により、事実確認の内容を可能な限り迅速に保護者に伝える。

#### カ いじめた生徒の保護者への対応

- (ア) いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを行った生徒及びその保護者に対して助言を行う。
- (イ) いじめた生徒に対する教育の第一義的責任は、保護者にあること認識してもらい、いじめが発生した背景について家族で十分話し合うよう伝える。
- (ウ) 家庭訪問等により、事実確認の内容を可能な限り迅速に保護者に伝える。

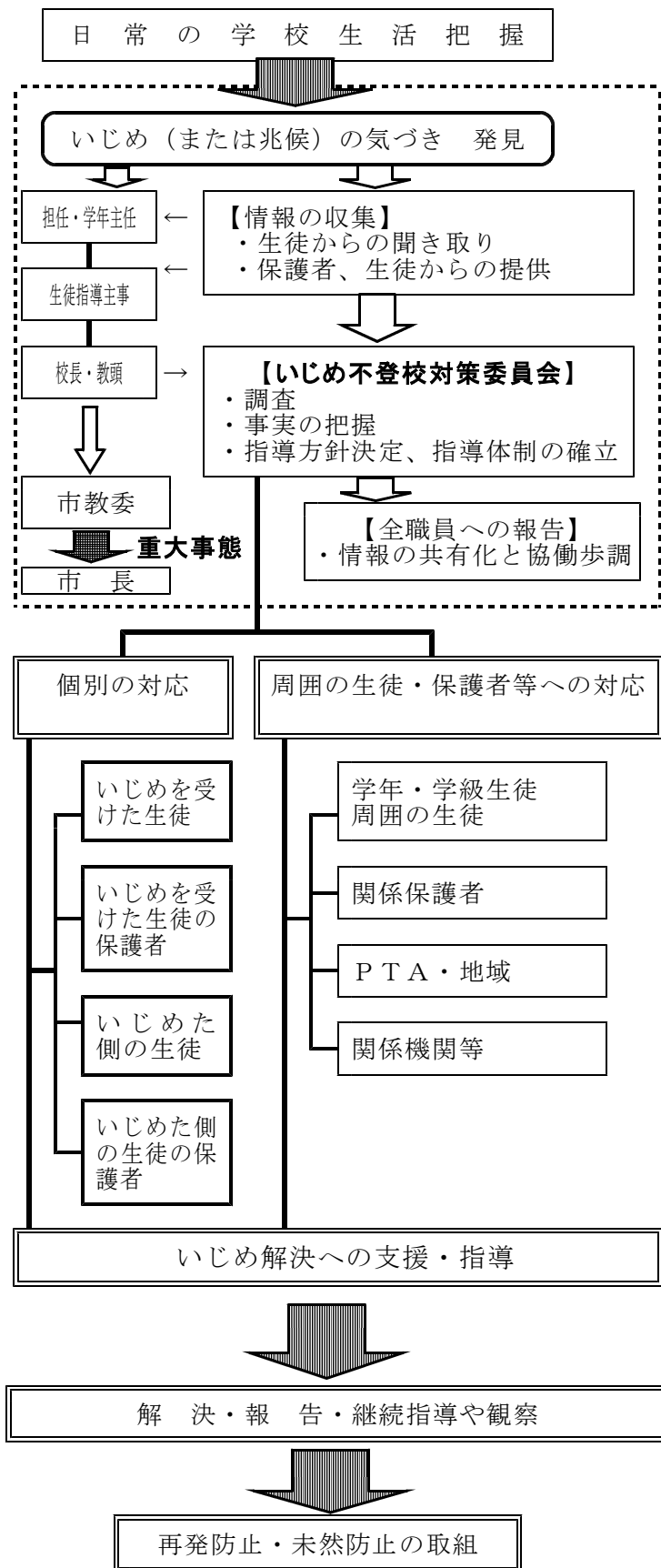
#### ク 保護者全体への対応

- (ア) 本校の「いじめ防止基本方針」の概要を保護者に配付し、啓発を図る。
- (イ) P T A 総会や学年・学級懇談会、学校評議員会等で学校の「いじめ防止基本方針」を説明するとともに、実態を報告し、いじめ防止についての協力を働きかける。

#### ケ ネット上のいじめへの対応

- (ア) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ不登校防止対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (イ) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、熊本地方法務局八代支局人権擁護部や八代警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (ウ) パスワード付きサイトやSNS等を通じたいじめに対応するため、学校における情報モラル教育を進め、保護者への理解、啓発に取り組む。
- (エ) 情報モラル教育を進めるため、教科「技術・家庭」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・技能を学習する機会を設ける。

## (6) いじめ問題対処の流れ



### 対応の要点

#### 《学校内の対応組織づくり》

- ①いじめ不登校対策委員会・生徒指導部会の設置と運用
- ②緊急対策会議の招集

#### 《早期発見の体制づくり》

- ①教科担任間の連携
- ②情報交換会の隔週開催
- ③アンケートの実施
- ④振り返りカードの活用
- ⑤定期・臨時の教育相談の実施

#### 《情報・認識・対応方法の共有化》

- ①迅速正確な情報収集と分析
- ②情報の共有化
- ③共通意識下での取組

#### 《対策・具体的対応の検討》

- ①見通しのと手順の確認
- ②対応に関する全職員の意思統一
- ③関係機関との調整や連携

#### 《個別の対応》

- ①被害生徒と保護者への対応
- ②加害生徒と保護者への対応
- ③いじめの事実に関する保護者間の共通認識の形成

#### 《周囲の生徒・保護者への対応》

- ①学年・学級・周囲生徒への対応
- ②学級生徒の保護者への対応
- ③生徒会等生徒組織への働きかけ
- ④PTA役員、会員との連携協力
- ⑤地域社会との連携協力
- ⑥相談機関等との連絡調整等
- ⑦警察・病院等への連絡等
- ⑧報道機関への適切な対応

#### 《事後指導》

- ①関係者や関係機関等への適切な報告
- ②加害者・被害者・周囲生徒の継続観察や指導支援
- ③事例分析と根絶に向けた対策立案

#### 《職員組織・体制の強化》

- ①情報の察知・即時対応可能な組織の見直し
- ②組織的動きの確認
- ③根絶に向けた日常的取組体制の強化

※県教育委員会「いじめ対応の手引き」参照

## (7) いじめの防止等への取組の評価について

ア 学校評価の「豊かな心の育成」で「学校はいじめ防止や人権を尊重する指導を行っているか」という項目を設け、年度末に評価を実施する。その評価結果をもとに次年度の改善に生かす。また、保護者、学校評議員等に評価結果を公表する。

イ 教職員は、学期ごとに目標に対する具体的な取組状況や達成状況を自己評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の発生と報告

重大事態が発生した場合、事態発生について、速やかに教育委員会を通じて、市長に報告しなければならない。

### (2) 重大事態に対する調査及び組織

ア その事案が重大事態であると判断したきは、速やかに当該重大事態に係る調査（いじめ防止対策推進法 第28条1項の規定による調査）を行う。

イ 調査は、市教育委員会と連携して実施により明らかになった事実関係について、いじめられた生徒や保護者に対して、適切に情報提供を行うとともに、可能な限り説明を行う。

ウ 調査の方法については、国・県・市の基本方針を十分参考にする。

### (3) 調査結果の報告

ア 学校は、その事案が重大事態であると判断し、調査を行った場合には、調査結果について市教育委員会を通じて、市長に報告する。

イ 調査により明らかになった事実関係は、いじめを受けた生徒や保護者に対して説明する。

## 6 基本方針の見直し及び公表

基本方針について定期的に点検及び必要に応じて見直しを行う。また、見直しを行うごとに保護者等へ公表する。

令和2年4月30日策定